

【事例】 公園利用の適正化・円滑化のための利用許可のルール化

社会資本の概要

【所在地】 東京都武蔵野市、三鷹市
 【社会資本の種類】 公園
 【社会資本の名称】 井の頭恩賜公園
 【事業主体】 東京都

配慮の概要

公園利用を適正化し、公園の賑わい創出・活性化を図るため、露店出展やパフォーマンスによる利用許可をルール化した「井の頭公園アートマーケット」を出展者、井の頭恩賜公園 100 年実行委員会、公園管理者の3者が協調して策定している。
 【実施開始時期】 2007 年

位置図



施設の状況写真



公園内での出展の様子。



公園内ステージでのパフォーマンス

| | |
|----------------|--|
| <p>観光との関わり</p> | <p>「井の頭公園アートマーケット(以下、アートマーケットという)」は、「井の頭恩賜公園 100 年事業」の一環として実施されている。</p> <p>○井の頭恩賜公園 100 年事業 「井の頭恩賜公園 100 年事業」は、井の頭池と武蔵野の豊かな森という恵まれた環境を活かし、井の頭恩賜公園(以下、井の頭公園という)が開園 100 年に向けて、東京の顔となる千客万来の公園となることを目的に、市民、関係団体、行政の協働組織である井の頭恩賜公園 100 年実行委員会(以下、実行委員会という)により運営されている。</p> <p>○公園を核とする街の賑わいの創出 「井の頭恩賜公園 100 年事業」は、「水と緑の再生」と「公園を核とする街の賑わいの創出」を二つの柱として推進されている。「アートマーケット」は、この二つの柱の一つである「公園を核とする街の賑わいの創出」に大きく貢献するプログラムである。週末の井の頭公園は、露店販売や弾き語り・手品などのパフォーマーとそれを楽しみに来園する来園者で賑わっている。こうした場面は、公園の賑わいや活性化を推進し、魅力ある公園づくりに結びついている。</p> |
| <p>配慮事項</p> | <p>○「アートマーケット」策定の経緯 井の頭公園では、年々露店販売やアーティストのパフォーマンス等の賑わいを楽しみに訪れる来園者が増加していた。一方、近隣住民や静かに公園の散策を目的に訪れる来園者からは騒音や通行の支障等の多くの苦情が寄せられていた。また東京都では、都立公園での露店等による無許可の営業行為は禁止されている。</p> <p>実行委員会は露店出展をルール化するにあたり、これらの賛成・反対意見や違法な露店販売・パフォーマーの現状と法令上の規制を調和させる必要があった。そこで、出展者や近隣住民を対象に、露店の出展を事前登録制にすること、公園の一部に限定して催しを開催することにより周辺の騒音に留意すること等について頻繁に説明会や意見交換会を行い合意形成に努めた。また、並行して法令上の公園管理者である東京都西部公園緑地事務所を介して法令上の手続きを進めていった。このようにして公園利用の適正化を進めると共に露店出展のルール化を行い、「アートマーケット」を策定した。</p> <p>○「アートマーケット」実施の枠組み 「アートマーケット」は、出展者である「アートキャスト」、実施主体である実行委員会、公園管理者である東京都西部公園緑地事務所の三者の協調により実施されているプログラムである。「アートマーケット」を公園の魅力ある催しとして継続させていくためには、出展者である「アートキャスト」の意見やアイデアを運営に反映していくことが不可欠という観点から、実行委員会と「アートキャスト」が協力し、実施状況に応じて運営ルールをきめ細やかに策定している。</p> <p>○近隣住民、および静かに公園散策を楽しみにやって来る来園者への配慮 実行委員会では、近隣住民や静かに公園散策を楽しみにやって来る来園者への配慮として、「アートマーケット」の露店販売やアーティストのパフォーマンスを園内の一部に限定している。</p> <p>また、実行委員会はパフォーマンスを行う「アートキャスト」同士で時間・場所を自主的に調整することをルール化している。このルールに則って「アートキャスト」は、自らアンプの使用を控えたり、音の出るパフォーマンス同士が重ならないようにスケジュールリングするなどの工夫を行っている。</p> |
| <p>連絡先</p> | <p>井の頭恩賜公園 100 年実行委員会 TEL:0422-47-1210 http://inokashira100.com/index.html</p> |